



医療的ケア児と家族のサポートガイド

令和7年度うるま市版

中部療育医療センターより、イラスト提供



医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICUに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃瘻などを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

(厚生労働省資料より抜粋)

医療的ケア児について

このサポートガイドは、中部圏域において医療的ケアを必要とする児童の家族やその支援機関に對して、お子さんの成長段階に合わせて利用できる制度やサービスが一目で分かるように、中部圏域障害者自立支援連絡会議療育・教育部会ガイドブック作成委員会で作成しました。

サポートガイドについて

サポートガイドについての問い合わせ先
うるま市役所 障がい福祉課
〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町1-1-1
電話番号:098-979-8781
FAX番号:098-973-5103



■沖縄県ホームページからもダウンロードすることが出来ます。

ご家族に説明することが出来ます。

■支援関係者が各種サービスや相談窓口を支援関係者が利用する場合

係者に相談をすることが出来ます。

認したいサービス等があれば気軽に支援関係状況についてチェック図を入れ、その他確

■サポートガイドにある各種サービスの利用する場合

サポートガイド活用例

中部圏域医療的ケア児相談窓口情報・連絡先

令和7年4月1日現在

沖縄県	中部保健所	098-938-9883（地域保健班）	中部福祉事務所	098-989-6603（地域福祉班）
	医療的ケア児支援センター	098-894-6820	森川特別支援学校	098-945-3008
	教育庁県立学校教育課	098-866-2715	泡瀬特別支援学校	098-932-7584

市町村	母子保健	福祉	保育	教育
沖縄市	こども相談・健康課 098-939-1212	障がい福祉課 098-939-1212	保育・幼稚園課 098-939-1212	教育委員会・指導課 098-939-1212
うるま市	子育て世代包括支援センター 098-989-0220	障がい福祉課 098-979-8781	保育こども園課 098-973-5427	教育委員会・学校教育課 098-923-7120
宜野湾市	健康増進課 098-898-5583	障がい福祉課 098-893-4427	子育て支援課 098-893-4156	教育委員会・指導課 098-892-8289
恩納村	福祉課 098-966-1207	福祉課 098-966-1207	福祉課 098-966-1207	教育委員会 098-966-1209
宜野座村	健康福祉課 098-968-3253	健康福祉課 098-968-3253	健康福祉課 098-968-3253	健康福祉課 098-968-3253
金武町	保健福祉センター 098-968-5932	保健福祉課 098-968-3559	こども支援課 098-968-2223	学校教育課 098-968-2991
読谷村	健康推進課 098-982-9211	福祉課 098-982-9209	こども未来課 098-982-9240	学校指導課 098-982-9230
嘉手納町	子ども家庭課 098-956-1111	福祉課 098-956-1111	子ども家庭課 098-956-1111	教育委員会 098-956-1111
北谷町	保健衛生課 098-936-4336	福祉課 098-936-1234	子ども家庭課 098-936-1234	教育委員会・学校教育課 098-936-1234
北中城村	健康保険課 098-935-2233	福祉課 098-935-2263	福祉課 098-935-2263	教育総務課 098-935-3773
中城村	こども課 098-895-2271	福祉課 098-895-1738	こども課 098-895-2134	教育総務課 098-895-3276



※各種事業の対象要件については相談が必要です。

	連絡・相談窓口	0ヶ月	～	11ヶ月	1歳	～	5歳	小学（6歳～）	中学（12歳～）	高校（15歳～）	18歳～	20歳～
医療・看護	医療機関 （主治医等）	☐ 地域の小児医療の中心になる病院（沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターなど） ☐ 自宅へ看護師等が訪問して医療的ケアをサポート（ 訪問看護事業 ） ☐ 発達支援等の専門外来やリハビリが受けられる医療機関（中部療育医療センター）										
医療費	中部保健所	☐ 指定の小児慢性特定疾病の患者へ医療費を助成（ 小児慢性特定疾病医療費助成 ）（18歳まで）※必要な場合は20歳まで延長申請可能 ☐ 指定難病の患者へ医療費を助成（ 難病医療費助成 ）										
	うるま市役所 （子育て包括支援課） （障がい福祉課） （こども家庭課）	☐ 未熟児に医療費を助成（ 未熟児養育医療 ） ☐ てんかん患者等の外来の医療費を助成（ 精神通院医療 ） ☐ 身体の障がいの改善のための手術費用等の助成（ 育成医療 ）（18歳未満） ☐ 重度の障害児者の医療費の自己負担分を助成（ 重度心身障害者（児）医療費助成 ） ☐ 子どもの医療費の助成（ 子ども医療費助成 ） ☐ 育成医療と同じ（ 更生医療 ）（18歳以上）										
福祉サービス	沖縄県	☐ 子どもの保育や療育に関する支援（ 沖縄県療育等支援事業／中部療育医療センター、グリーンホーム ） ☐ 障がい児を入所にてサポートします（ 医療型障害児入所 など）（18歳未満／ コザ児童相談所 ）										
	うるま市役所 （障がい福祉課） 相談支援事業所	☐ 通いながら子どもの発達支援が受けられるサービス（ 児童発達支援・放課後等デイサービス・こども発達支援センター など）（18歳未満） ☐ 在宅での介護をサポート（ 居宅介護・短期入所 など） ☐ サービス等利用計画の作成（18歳未満／ 障害児相談支援 、18歳以上／ 障害者相談支援 ） ☐ 市で設置された福祉サービス（ 地域生活支援事業：相談支援・移動支援・日中一時支援事業 な ☐ 手帳に応じた制度利用や税金・公共料金等の減免等（ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳 ） ☐ 補装具 ☐ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 ☐ 自立した生活のため日常生活用具の給付（ 日常生活用具給付事業・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 ） ☐ 同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いて利用者負担の合計が一定の基準額を超えた場合に差額が償還されます（ 高額障害福祉サービス等給付費 ） ☐ 障がい者を入所にてサポートします（ 療養介護 ）（18歳以上） ☐ 日中の通所による介護サービス（ 生活介護 ）（18歳以上） ☐ 就労に向けた支援（ 就労移行支援 など）（18歳以上） ☐ 自動車改造費助成 （上肢・下肢・体幹機能障害のみ） ☐ 自動車運転免許取得事業 （身障障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者）										
経済的サポート	うるま市役所 （こども家庭課） （障がい福祉課）	☐ 在宅重度障がい児に手当を給付（ 障害児福祉手当 ）（20歳未満） ☐ ひとり親家庭に手当を給付（ 児童扶養手当 ）（中程度の障害のある場合は20歳になる月まで） ☐ 子どもの養育者に手当を給付（ 児童手当 ）（18歳到達後の3月31日まで） ☐ 障がい児の養育者に手当を給付（ 特別児童扶養手当 ）（20歳未満） ☐ 在宅重度障がい者に手当給付 （ 特別障害者手当 ）（20歳以上） ☐ 20歳以上の障害者への年金（ 障害基礎年金 ）										
	中部福祉事務所（地域福祉班） うるま市役所（保護課）	☐ 養育者が掛け金を納め、将来障がい児が一定額の手当を受ける（ 沖縄県心身障害者扶養共済制度 ） ☐ 生活困窮家庭の最低限度の生活保障支援（ 生活保護制度 ）										
母子保健	うるま市役所 （子育て包括支援課） （こども発達支援課）	☐ 保健師等の訪問 （未熟児・乳児全戸訪問・その他） ☐ 親子（母子）健康手帳交付 （妊娠） ☐ 乳児健診前期 （4～6ヶ月） ☐ 乳児健診後期 （9～12ヶ月） ☐ 1歳6ヶ月児健 ☐ 2歳児歯科健診 ☐ 3歳児健診 ☐ （※以下は、産前産後の事業です） ☐ 産前産後サポート事業 ☐ 産後ケア事業 ☐ 両親学級「ぶればば・ぶれままくらぶ」 ☐ 離乳食教室 ☐ （※その他の事業） ☐ こども健康相談・栄養相談 ☐ こどもの発達に関する相談（心理・言語相談） ☐ 栄養食品支給事業※要件があります										
保育・教育	①うるま市役所 （保育こども園課・教育保育支援課 ・こども発達支援課） ②うるま市教育委員会	①保育こども園課・教育保育支援課・こども発達支援課 ☐ 保育所・認定こども園等 （医療的ケア児受け入れ、個別支援保育） ②うるま市教育委員会 ☐ 教育支援委員会☐ 看護師・特別支援教育支援員 ☐ 通常学級☐ 通級指導教室☐ 特別支援学級 ③沖縄県教育委員会 ☐ 特別支援学校（幼稚園・小学部・中学部・高等部） ☐ 高等特別支援学校 ☐ 高等学校☐ 通常学級 ☐ 病院内訪問学級・訪問教育 ④大学など ☐ 大学、短大、専門学校など										
その他	ファミリーサポートセンター	☐ 兄弟姉妹等の保育所等の送迎や預かり等の子育て支援。生後3ヶ月～小学校6年生まで。（事前登録制） 										
	中部保健所	☐ 人工呼吸器を装着した小児慢性特定疾病児に対し、医療保険適用外での長時間の訪問看護サービスを利用できます（ 沖縄県療養生活支援事業 ） ☐ 人工呼吸器を装着した在宅療養の難病患者（児）に外部バッテリー等を貸与できます（ 沖縄県難病患者人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業 ）										
	うるま市役所 （障がい福祉課）	☐ 医療的ケア児等とその家族が安心して生活できるよう、医療、福祉、教育等を総合的に調整し、サービスや関係機関とつなぎ、切れ目のない支援の提供をお手伝いします。 （ 医療的ケア児等コーディネーター ：未就学児／保健師＋委託相談員 就学児／委託相談員）										
ライフステージ		0ヶ月	～	11ヶ月	1歳	～	5歳	小学（6歳～）	中学（12歳～）	高校（15歳～）	18歳～	20歳～
医療的ケアの必要なお子さんとお子さんを支えるご家族の子育てを応援する様々な専門職		☐ 小児期の主治医 ①（病院：診療科：主治医：相談員：連絡） ☐ 小児期の主治医 ②（病院：診療科：主治医：相談員：連絡） ☐ 医療的ケア児等コーディネートチーム（地域で安心して生活できるようサポートしていくチームです）										
		① うるま市の保健師（窓口：課 担当保健師：連絡先：）										
		② うるま市基幹相談支援センター・委託相談員（窓口：課 担当相談員：連絡先：）										
		③ 相談支援専門員（相談支援事業所：担当：連絡先：）										
		④ 保健所の保健師（保健所：担当保健師：連絡先：）										
		☐ 巡回相談員・加配・支援員、介助員（保育所、認定こども園、幼稚園） ☐ 特別支援教育コーディネーター・学習支援員、介助員（小学校～高校）										
		☐ 文科省 教育支援体制整備事業補助金（切れ目のない支援体制充実事業）による看護師配置（幼稚園・小学校・中学校） 										